

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市特定地域づくり事業補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「法」という。）第3条第3項の規定により新潟県知事の認定を受けた事業協同組合が行う法第2条第4項に規定する特定地域づくり事業に対して、実支出額の最大2分の1を上限として予算の範囲内で補助するもの。
補助事業者	新潟県知事の認定を受けた事業協同組合
補助対象経費	派遣職員人件費、事務局運営費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限：実支出額の最大1/2、下限5万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	実支出額の最大1/2
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	特定地域づくり事業協同組合の事業継続
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	特定地域づくり事業協同組合の事業継続を支援することで、移住定住の促進と地域の担い手の確保が図られるため、組合の事業継続を目標とする。
補助制度開始	令和6年7月24日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	ホームページ等で募集する
事業担当	（担当部署） 移住交流推進課 暮らす・働く企画係
	（電話番号） 0259-67-7153（直通）